

第六回 参議院郵政委員會會議 録 第二二號

(四三)

昭和二十四年十一月九日(水曜日)午後一時三十分開會

委員の異動

十一月八日(火曜日)委員下條恭兵君の辭任につき、その補欠として中村正雄君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○理事の互選

○連合委員會開會の件

○郵政省の所管事項に関する件

○郵便物運送委託法案(内閣提出)

○委員(山田佐一君) それでは只今から郵政委員會を開きます。會議に先だちまして、下條理事が辭任せられました。委員會の委員の選考でありまして、中村君がそのあとへ入られましたのでございます。理事選考につきましてどういたしましょうか。お諮りいたします。

○渡邊善吉君 只今の理事の選考は委員長の指名に一任したいと思ひます。

○委員(山田佐一君) 別に御異議ございせんか。

○委員(山田佐一君) 御異議ないものと認めまして、それでは指名いたします。中村正雄君に理事をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員(山田佐一君) 次に郵政大臣の所管事項の説明を求めらるべきであります。まだ大臣が御出席になりませんが、

が、尙お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案については、第五條の社會事業との關係より、厚生委員會と連合委員會を開きたいと存じますが、如何いたしましょうか。

○委員(山田佐一君) それでは御異議ないと認めまして、厚生委員會と連合委員會を開くことに決定いたします。

○委員(山田佐一君) 速記を始めて。それでは郵政大臣から所管事項についての御説明を求めます。

○國務大臣(小澤佐重吉君) 所管事項について大体の御報告を申し上げたいと思ひますが、御承知のように、先づこの所管事項につきまして問題になつたのは、今年度予算の編成に當りまして考へたことであるが、従来通信事業におきましては、非常に戦後收支のバランスがとれませんでした。一般會計から七十億乃至百億の繰入金によつて漸くその收支のバランスをとつておつたのであります。併し御承知のように經濟九原則或いはドッジ・ラインの線に従ひまして、この事業に對しましても當然独立採算制ということが強く要望されたのであります。であります。併し併しこの独立採算制と申しまして本年の予算の編成時期であつた二月三月にはすでに第三國會第四國會において御審議を願つた電氣通信省設置法並びに郵政省設置法が法案として成立いたしておりますので、當然こ

の獨立採算制も、この二省に分割するといふことを前提にして考慮をしなければならぬような立場になつたのであります。従つて予算の御審議を願つた當時は、一省でございまして、あの法律の施行によつて直ちに二つの獨立採算制を含んだ予算に分割できるような構想を以て進んだのであります。いろいろ二十三年度の七十億程度の繰入等がありましたので、これに對してあらゆる経費の節約を図り、極力郵便料金の値上げ等の措置に出ないよう、併し郵便料金の値上げをいたすにしましても、最小限度に止めるべく努力をいたしました。が、どうしてもこの四十九億程度のものが不足を生じたのであります。而もこの四十九億という不足を生じたのは、只今のうちに、二つの省に分割しますと、二つの特別會計に分割することを予想いたします。と、郵政事業の方に約四十九億の不足が生じておりましたので、当初はこの四十九億を電話料金、電報料金その他郵便料金、一切のものの値上げということに一応考へたのであります。が、只今申上げました通り、將來この會計が更に二つになるということを考慮に入れて、この四十九億の不足を郵便料金の値上げにのみ仰いだわけでありませう。即ち前國會において御審議願ひました葉書以外の郵便料金の値上げによつて、四十九億の補填をいたしてできたのが、現在の郵政特別會計であります。こゝに於いては、これはい

まするが、いわゆる値上げによるこの利用減といふものは、相當予算編成當時から見てもおつたのであります。が、この利用減以上に、現在一ヶ月一億程度の予算の数字から見ますと、この収入減を來たしております。併しこ

うした現状に置かれますので、歳出の面におきましては極力節約を図りまして、現実の歳入と現実の歳出面におきましては決して赤字を作らぬよう、こゝには現在なつておりません。即ち予算を両方とも下廻つておることによつて、予算の数字自体からは赤字といふことになつておりますけれども、收支の關係においては赤字にならぬような状態の運行を継続いたしております。更に御承知のようにこの郵便の事務量の繁多といふようなことを考へて見ますといふと、いつもの年でもそうでありまして、大体十月から十一月、十二月、一月にかけてが最も郵便の多く利用される時期でありまして、この時期に參りましたならば、大体予算程度まで追付けて行くのではないかと、いふふうに考へております。このような状態が郵政省といたしましては、極力経費の節約を圖ると同時に、それ以上の馬力をかけまして、たとえ一銭の収入でも増加するよう、いわゆる増収対策といふものをあらゆる角度から検討いたしまして、実施をいたしておるような次第であります。

その次の問題は、行政整理であります。この問題もすでに第五國會におきまして、定員法の制定によつて御審議を願つたのであります。この行政整理に際しましては、今年の三月一日の予算定員から四万八千人を引いたものが、即ち定員法に基く定員になつておりますので、勢いこの四万八千人の整理といふことを実施しなければならぬことになつておつたのであります。これに先だちまして、私が二月に就任いたしましたのでありますが、當然こゝに於いては、當時政府は行政整理の具体案を決定してございまして、少くともこの行政整理によつて整理の対象になる人を、たとえ一人でも少くするといふことは、私の大きな責任であるといふことを自覚いたしました。その場合に具えて、二月末から欠員が生じた場合には新規採用は一切しないこと、どうしても採用しなければならぬ場合においては、如何なる人事においても、本省の具体的な許可を得ることという通牒を各地方局に發しましたところ、各地方局におきましても私の考へ方を支持してくれまして、早速現場の各局等にそつした趣旨を徹底させました結果、又職員諸君も、自分達の同僚が一人でも犠牲者になることを少くするといふことのために、多少或いはいわゆる労働時間が強化になるような場合があつても、これを我慢に我慢を續けて、只今申上げたように欠員を補充しないで仕事をやつて來て呉れました結果、幸いに八月十二日の行政整理に際しましては、一万一千五百人、四万八千人の整理人員が、従業員諸君の意思に反する整理をしな

ければならぬ数といふものが、両省で

第二十三部 参議院郵政委員會會議録第二二號 昭和二十四年十一月九日【参議院】

二万三千十二人で止まつたということ
は、誠に私もこの従業員諸君の御理解
に對しまして感謝の意を表しておるよ
うな次第であります。以上のような線
で行政整理を行ないました結果、漸く
その後任意希望者等の辞令の発令等も
終りまして、定員法の実施時期であ
ります九月三十日を以て、一応行政整
理は完了いたしましたのであります。併
しながらこの定員法に基く定員数は、九
月三十日で結了いたしましたけれども、
旧定員と新定員を第一線まで配付した
のでありますけれども、第一線におき
ましては、或る局は定員以上があり、或
る局は定員以下で非常なる困難を來た
すという実情はあつたのであります。
なぜそういうことになりましたかとい
うと、できるだけ犠牲者を少なくする
という意味から、その凸凹を、配置
転換によつて運行することによつて、
一人でも犠牲者を少なくするという線
を狙ひました結果、只今のような凸凹
がありますので、可成り、極く一部で
ございまして、その定員の少いために
運行上困難を來たしておるところがあ
りますが、これは十月一日以来極力凸
凹を調整いたしました、従業員諸君の
納得を得ながら、定員の多いところ
は少いところに配置転換をするとい
うような方法を講じまして、漸次この凸
凹が調整されつつありますが、今現
在において全部終了したとは言えま
せん。現在でもそういう箇所がござい
ますが、これはできるだけ従業員の納
得を得ながら、速かに定員の平均化、均
衡化ということを図つて事務の運行に
支障ないような方法を講じつつあると
いうような現状であります。

更にこの二省分割の問題であります
が、六月一日を期しまして両省設置法
が施行されたのであります。併しなが
ら電氣通信省の方におきましては、い
わゆる従来の非企業的な企業的な企
業に改善せられ、従来の非企業的な企
業が企業的に改革せられ、又従来やも
すれば官庁行政のような非常な大衆に
接しにくい嫌いがございしたものを
を、できるだけ民主化することによつ
て、大いに電氣通信事業の、或いは郵政
事業の発展を期したいという念慮から
生じたものであります。それが準備、相
当電氣通信省関係ではそれが準備、そ
れが組織の編成に手間どつて行つたの
であります。幸いに郵政省関係には
そうした組織の移動が著しく行なわれ
ません結果、僅か十日、二十日の準備
期間で大体従前と同じような事務をこ
つて來たことは、とることができたこ
とは誠に幸いであると考えておるの
であります。

以上のような次第で、結局今年度の
予算も、果して予算通りに収入がある
かどうか、或いは赤字が出ないで済む
かということの確然たる見透しは現在
ついておりませんが、私共の努力目標
といたしましては、若し歳入の面にお
いて赤字ができる場合においては、歳
出の面において極力これを防ぎながら
現実面の赤字を出さずして真に独立採
算制の実を擧げて行きたいと考えてお
るのであります。更に政府は明年度予
算、即ち昭和二十五年の予算につき
まして、一応内定をいたしました、この
郵政特別事業関係におきましては、殆
んど今年度の予算と大差ございませ
ん。二、三十億増えておりますが、大
体細目に互ひましては今年度と同じよ
うな構想の下に予算を編成いたしてお
ります。ただ御承知のように、この戦災
その他老朽等によつて郵便局の局舎が相
当低下いたしてございするので、この
改築を、單純な減価償却という小さな
金額だけで行つたのではなから、はか
ばかしく参りませんので、何とかして
この際二十億程度の見返資金を基礎に
した公債を発行して、そうして罹災に
なつた郵便局の復旧、或いは老朽した
施設の復興等を図ろうと考えてまして、
大蔵省とも交渉したのですが、大蔵省の
方では十億程度ならば、結構であらう
というので、大蔵省と協議は付しまし
たけれども、一応この線において内定し
まして、併しこの案については、今日ちよつと
関係方面へ協議中でございしますが、
併しこの案については、今日ちよつと
難色があるということも聞かされてお
りますけれども、まだ確然たる結論
は得ておりません。得ておりませんが、
とに角我々といたしましては、できる
だけ局舎の復旧等も速かにいたしまし
て、よつて國民大衆の利用に供したい
と念慮いたしておるような次第であ
ります。

向郵便貯金関係につきましては、今
年一千億突破というものを目標にいた
しまして、昨年来継続して努力いたし
ておりましたが、これが予想通り非常
な能率を擧げまして、昨年の十一月頃
には僅か六百億であつたものが、今年
の一月一日には七百億、今年の三月末
には八百億、今年の九月には九百億、
今年の九月二十四日を以ちまして、多
年従業員諸君が目標としておりました
郵便貯金総額が一十億を突破いたした
ような次第であります。

一方簡易保險事業関係について申上
げますと、これも今年度の予算
を編成するに當りましては、大体二十
億を契約目標にして進んで参つたので
あります。併し、関係方面では目標二十
億に達することは結構であるけれども、
大体十五億くらいにやる事が適当じゃ
ないかというので、予算の作り方もそ
うした構想で作つておりましたが、今
日におきましては、すでに二十億の目
標に對して十七億の契約が締結されて
おりますので、恐らく本年度中には
目標の二十億の締結というものは可能に
なるのではないかと存じております。
従いまして従来赤字を継続して参りま
した保險事業もこも少しの努力によ
つては黒字の特別會計になすことが
できると同時に、前國會におきまして
も兩院一致の決議を以ちまして決定さ
れました保險積立金の運用が、従来大
蔵省でやつておりましたものが、これ
を郵政省で扱うことになりました。これ
により利益というものが大体八、
九億新たに生じて來ますので、こうし
た八、九億の財源というものは、この簡
易保險事業制度の根本精神に鑑みまし
て、できるだけ保險契約者の負担を輕
減するといふ趣旨におきまして、漸次
利益の配當、或いは利益の償還といふ
ような方向に向けて、最小限度の保險
金で最大の保險料を支拂うという、い
わゆる社会保障制度の一環としての簡
易保險制度を理想的に活用したいと念
願しながら、目下双方共に努力いたし
ておるような次第であります。勿論日
本政府といたしましては、國會の兩院
の満場一致の決議でございしますから、
その線に沿つて大蔵大臣といろ／＼交
渉をいたしておりましたが大蔵大臣も
私の意見に賛成して呉れまして、直ち
に閣議決定となつて、この積立金の運
用が、郵政省に還するような措置を
関係方面に講じておるのであります。
目下関係方面で審議中であります。そ
の成否の如何は直ちに予測できませ
んけれども、我々はこの好機を逸せず
幸いこの目的達成にあらゆる手段を盡
して現在努力中であるのであります。
以上が大體郵政事業に関する近況、
現況でございまして、尙あつただけ
申上げましたから、若し御質問がござ
いましたならば、お答えすることにし
て、一応私の報告を終らせて頂きたい
と思ひます。

○委員長(山田佐一君) 何か御質疑は
ありませんかちよつとお諮りいたしま
すが、委員外的小林議員から發言を求
められておりますが、許可することに
御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員外議員(小林勝馬君) 只今郵政
事業の詳細なる御説明を頂戴いたしま
して大體了承いたしました。最後に御
説明がありました積立金の運用再開に
關する問題でございしますが、先般の通
信事業の復興促進に關する決議案の答
弁の中にも、積立金の運用再開を、昭
和二十五年より運用再開するものと
見て計算に擧げてあるような状態で
ございしますが、今少し運用再開に關する
詳細なる現状を御説明願ひたいと思
ひます。

○委員長(山田佐一君) 速記を止め
て。

(速記中止)

○委員長(山田佐一君) では速記を始
めて。

○委員外議員(小林勝馬君) 序にお
伺ひして置きたいと思ひますが、先般

の新聞によりますと、中共地区の郵便開始ということが発表されておりますが、これに関する御説明を一つ承わりたい。

○政府委員(浦島喜久衛) 私からお答え申し上げます。中華民國の戦況の情勢によりまして、中華民國内の郵便物が杜絶しておつたのであります。最近英國の香港郵政庁から、自分の方で受取るから中華民國宛の郵便物を出して呉れという、こういうふうな連絡があつたのであります。併し中華民國内の中共地区に對しましては、慎重に考へまして、關係方面の意向を聴いておつたのであります。その後スイスの万国郵便連合事務局を通じて、英國から正式にこういう通知があつたからという連絡がありました。更に改めまして關係方面と打合せまして、大体よろうということと再開をいたしたわけでありまして、従つてこれは差出人の責任においてそちらが引受ける、その郵便物は直接中華民國の郵政庁との交換ではなくして、香港にありますが英國の郵政庁で交換をする、それから先は香港郵政庁において責任を負う、こういう形になつております。

○委員外議員(小林勝馬君) 大休了承いたしました。

次に答弁書にもありますように、郵便事業のサーヴィス改善ということとは再三再四繰返されております。先般浦島局長立会のあれで御承知のことと存じますが、民間におきましては相当地に郵便事業に對するいろいろの御意見を提出されておるようでございます。今後この問題について、一つ善処して頂きたいと我々は考へる次第でございます。

ます。この郵便事業復興の基本方針の中に、公益事業としての経営面の刷新を図るといふふうに相成つておりまして、例へば年賀郵便とか暑中御見舞とかこういうものを奨励するというふうな書いてありますが、如何ようなことでこれを奨励され、これの予算措置その他はどういうふうにおやりになるものかどうかお答え願ひたい。

○政府委員(浦島喜久衛) 郵便の利用増進につきましては、特に増収対策として私共いろいろの方策を考へておるわけでありまして、戦後におきまして国内の経済情勢或いは又國民の生活の著しい変化によりまして、郵便の利用が減つてゐることも事実であります。その一つの理由として考へられますのは、長い間我が國民の習慣として季節々々に挨拶を交わすということがあつたのでありますが、これが事実杜絶せましたために、利用が減つたためもあるかと存じます。従いまして郵政省としてはそういう場合に極力國民に呼びかけまして、そういう便りを出して頂くということも、郵便の殖える一つの方法でありますので、従いまして今年の夏でございまして、暑中見舞の勧奨を極力いたしたのであります。標語も「一枚の葉書に托す夏便り」といふような標語を作りまして、各郵便局で極力これを勧奨いたしました。戦後の状態からいたしますと、今年の暑中見舞の数は相當数に上つたのであります。

尚、後程御審議願ふことになつております年賀状の問題、年賀状の差出しの勧奨、こういうことも極力いたしたいと、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○委員長(山田佐一君) もう外に御質疑はありませんか。それでは後にいたします。

○委員長(山田佐一君) お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案、これを議題に供します。つきましては先刻お諮りをいたしました。厚生委員との連合委員会に移しまして御審議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) それでは厚生委員の方の御出席を求めます。

○渡邊喜吉君 厚生委員の方が来られる前に、郵便物運送委託法案の提案理由の説明を先に聞いたらどうですか。

○委員長(山田佐一君) それでは議事を變更いたしまして、厚生委員の諸君の御出席前に、郵便物運送委託法案について御審議を願ひます。

大臣の御説明を求めます。

○國務大臣(小澤佐重吉君) 只今議題となりました郵便物運送委託法案の提案理由を御説明申し上げます。郵便物の取集、運送及び配達、郵便業務の一部をなすものであります。事業独占の建前上において自らこれを行うことが、一応期待されるのであります。が、国有鉄道及び地方鉄道によつて郵便物を運送する場合のように当然これらの運送機関に郵便物の運送を委託する必要がある場合、又自動車等を郵便物の運送に使用する場合、若しくは山間へき地における郵便物の取集、配達作業の如く事業の経済的經營の観点から民間運送業者等にこれを委託するのを適當とする場合が少くないのであります。

しては鉄道船舶郵便法(明治三十三年法律第五十六号)があります。しかしながら、同法はその規定の対象が、地方鉄道法による鉄道運送業者及び商法による船舶運送業者に限られておりまして、自動車運送業者等その他の運送を行う者に及ばないばかりでなく、運送を委託する場合、及び委託する方法等についての規定に欠け、又同法に定められております料金率も現下の状況にそわないのであります。

従いまして、鉄道、船舶のみならず、自動車等のあらゆる運送機関の利用についても規定するとともに、運送委託の場合、委託の方法及び委託の内容につきましても早急に規定する必要がある次第であります。

本法律案に規定してあります、主要な点につきましては、申し上げれば次の通りであります。

先づ第一に、郵政大臣が郵便物の運送を他に委託することが出来る場合の條件を明らかにしたこととあります。如何なる場合に委託することが出来るかと申しますと、委託により業務を運営することが、郵政省の直営とするよりも経済的であり郵便物の運送上支障がない場合であります。

第二といたしまして郵便物の運送を委託する方法を規定いたしましたのであります。運送の委託は契約によることにいたしてあります。しかも契約は競争によることを原則としたしております。しかしながら競争に應ずる者がないなどの理由によりまして、競争契約によることができなかった場合、或は、鉄道又は軌道を使用する必要がある場合等におきまして当該区間にその数が

二以上ないときは隨意契約によることのできるように規定いたしました。

しかし、鉄道軌道その他の一般運送業者が、郵便物を運送する場合における運送料金は、一般には郵便物の運送原価に公正な利潤を加えた金額を基準とし、その資本金を政府が全額出資する運送業者及び地方公共団体については、その事業者の性格上郵便物の運送原価のみを基準とすることとしたのであります。なおこの基準の設定にあたりましては、公正を期するため運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議して運輸審議会にはかり決定することとしたのであります。

第三に、今申し上げたように郵政大臣が契約によりまして運送事業を営む者が契約に應じなかつた場合には、郵便物の運送をどうしても確保しなければならぬから最後の手段として鉄道軌道その他に指定した一般運送業者に対して、郵便物の運送及び運送に關して最低限度必要な事項を要求できるようにいたしてあります。しかして郵政大臣の要求に基いて郵便物の運送をし、又施設若しくは役務を提供した運送業者に対しては、さきに申述べました郵便物の運送料金の基準に基いて補償金額を決定する等正当な補償を行うこととしたのであります。

第四といたしましては、郵便物の安全、正確且つ迅速な運送を確保するため、郵便物の運送を行う者に對して例へば郵便物の運送途中において事故の発生した場合郵便物の保護、その他必要な措置をとらなければならない等郵便物の取扱上守るべき義務を規定いた

してあります。

以上申し上げました外、所要の附則を規定いたしますとともに、附則におきましてこの法律の施行期日を定めるとともにこの法律施行に際して必要な経過措置を規定いたしてあります。

以上本法提案の趣旨及び法案の大意を御説明申し上げた次第であります。が、何とぞ充分御審議の上速かに御賛成下さるようお願いいたします。

○渡邊善吉君 本法案の質疑応答は次回に譲りまして、先程了承せられました厚生との連合委員会に移されんことを提案いたします。

○委員長(山田佐一君) さういたしました。連合委員会に移ります。ついては本委員会は暫時休憩をいたします。

午後二時八分休憩

午後二時四十八分開会

○委員長(山田佐一君) それでは休憩前に引き続きまして本委員会を開会いたします。

別に御発言もございませんようですから、質疑はつきたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。

○中村正雄君 本法案については討論を省略して直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(山田佐一君) 中村君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

ます。

〔総員挙手〕

○委員長(山田佐一君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

渡邊 善吉 中村 正雄
大屋 晋三

○委員長(山田佐一君) 署名洩れはございませんか……署名洩れはないと認めます。

では本日はこれを以て散会いたします。

午後三時散会

出席者は左の通り。

委員長	山田 佐一君
理事	中村 正雄君
	渡邊 善吉君
委員	大屋 晋三君
委員外議員	小林 勝馬君
国務大臣	郵政大臣 小澤佐重喜君
	電気通信大臣

政府委員

郵政事務官 浦島喜久衛君
(郵務局長)

説明員

郵政事務次官 大野 勝三君

十月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

第一條 郵政省は、くじびきによりお年玉として金品を贈るくじびき番号つきの郵便葉書(以下「お年玉つき郵便葉書」という。)を発行することができる。

2 前項の金品の単価は、二万円をこえてはならず、その総価額は、お年玉つき郵便葉書の発行総額の百分の五に相当する額をこえてはならない。

第二條 郵政大臣は、前條の規定により発行するお年玉つき郵便葉書につき、その発行前に、左に掲げる事項を告示しなければならぬ。

一 発行の数

二 売さばき期間

三 くじびきの期日

四 前條第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数

五 前條第一項の金品の支拂又は交付の期日

の購入者又はその一般承継人)に、もよりの郵便局において支拂い、又は交付する。

2 前項の支拂又は交付の手續は、郵政省令で定める。

第四條 前條の金品の支拂又は交付を受ける権利は、第二條第五号の支拂又は交付の期日から六箇月間行われないときは、時効によつて消滅する。

第五條 郵政省は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金を郵便に關する料金に加算した額の郵便切手又は郵便葉書(お年玉つき郵便葉書を含む。)を発行することができる。

2 前項の団体は、郵政大臣が、郵政審議会にはかつて指定する。

3 第一項の郵便切手又は郵便葉書には、同項の団体の名称又は記号及び寄附金の額を明確に表示しなければならない。

4 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において第一項の郵便切手又は郵便葉書を購入した者は、その購入によつて郵便切手又は郵便葉書に表示されている額の寄附金をその団体に寄附したものとする。

5 郵政省は、郵便振替貯金の方法により前項の寄附金を取りまとめ、遅滞なく第一項の団体に交付しなければならない。

6 前項の規定により寄附金の交付を受けた団体は、第一項の郵便切手又は郵便葉書の発行及び売さばきのため郵政省において特に要した費用を郵政省に納付しなければならない。

7 前項の費用の額は、郵政省と第一項の団体との協議によつて定める。

一項の団体との協議によつて定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十一月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、奈良県大淀町下淵郵便局の昇格等に関する請願(第三十三号)

一、仙台郵便局郡山訓練所復活に関する請願(第三十六号)

一、郡山市に郵政省簡易保険支局設置の請願(第三十九号)

一、郡山市に通信病院設置の請願(第四十一号)

一、仙台郵政局長の一部権限を郡山郵便局長に分掌するの請願(第四十四号)

一、郡山市に鉄道郵便局設置の請願(第四十九号)

第十三号 昭和二十四年十月二十五日受理

奈良県大淀町下淵郵便局の昇格等に関する請願

請願者 奈良県吉野郡大淀町長 扇田政勝

紹介議員 新谷寅三郎君

奈良県大淀町は、以前は上市、下市の中間に位する一農村に過ぎなかつたので、当時設置の各種機関は右両町に設けられたのである。その後、大正二年吉野鉄道が開通し、さらに近鉄に併合されて電車の運行を見るに至り、人口は激増し、にわか吉野郡の咽喉部として、大正十二年町政の施行とともに本郡第一の商工業の中心地となつたにもかかわらず、通信機関は集配郵便局をもたない旧態依然の状態であつて、商取引その他に非常な不利益を招き、地方の発展をいぢるしく阻害してい

る現状であるから、下淵郵便局を昇格し、さらに電話局をも併置せられたいとの請願。

第三十六号 昭和二十四年十月二十
五日受理

仙台郵政局郡山訓練所復活に関する請願

請願者 福島県郡山市長 本間

善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山市は東北地方第一の商工業地であつて交通が繁しく、また郵政省関係の諸機関がことごとく集つてゐる。したがつて数年前まで設置されてゐた仙台郵政局郡山訓練所(元講習所)を、この際訓練所として復活せられたいとの請願。

第三十九号 昭和二十四年十月二十
五日受理

郡山市に郵政省簡易保険支局設置の請願

請願者 福島県郡山市長 本間

善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

最近簡易保険加入契約者数の激増に伴い、口座所管庁を増設される由であるが、郡山市は関東、信越、東北地方を通じて屈指の商工業地であり、また交通の便にも恵まれてゐるから、同地に郡山簡易保険支局を開設されたいとの請願。

第四十一号 昭和二十四年十月二十
五日受理

郡山市に通信病院設置の請願

請願者 福島県郡山市長 本間

善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山市は福島県の最中央部に位し、交通四通八達してゐる東北地方屈指の重要都市で、郵政、電気通信関係の諸官庁が当市に集中してゐるが、通信病院の設置がないのは、従業員の保健上憂心に耐えないから、すみやかに通信病院を郡山市に設置せられたいとの請願。

第四十四号 昭和二十四年十月二十
五日受理

仙台郵政局長の一部権限を郡山郵便局長に分掌するの請願

請願者 福島県郡山市長 本間

善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山市は福島県の中央部に位し、東北、北海道を通じて有数の商工業地であり、交通通信の中心地であるから、現在仙台郵政局長の権限に属する福島県下におけるその執行および監督事項の一部を郡山郵便局長に分掌せしめられたいとの請願。

第四十九号 昭和二十四年十月二十
五日受理

郡山市に鉄道郵便局設置の請願

請願者 福島県郡山市長 本間

善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山市は全国的の観点よりみて、交通上の最大要衝の一であるから、(一)東京鉄道郵便局受持線路区域中水戸郡山線(二)新潟鉄道郵便局受持線路区域中郡山新潟線、会津若松宮下線、会津若松荒海線(三)仙台鉄道郵便局受持線路区域中東京青森線の内郡山、盛岡間、郡山平線、福島秋田線、米沢坂町線、以上の鉄道郵便業務の取扱を新に郡山鉄道郵便局を設置して各々の受持局を

移管せられたいとの請願。

十一月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案(予備付託は十月三十一日)

昭和二十四年十一月二十四日印刷

昭和二十四年十一月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所